

平成 21 年度 トレーサビリティロット管理方式実証事業  
サバ・トレーサビリティ調査検討会規約

第 1 条（協議会の名称）

本検討会の名称を、サバ・トレーサビリティ調査検討会（以下「検討会」という。）とする。

第 2 条（目的）

サバのサプライチェーンにおけるトレーサビリティの現状を把握するための調査を評価し、改善策を検討することを目的とする。

第 3 条（検討事項）

検討会は、次の事項について検討する。

- (1) サバのサプライチェーンにおけるトレーサビリティの現状把握のための調査
- (2) サバのサプライチェーンにおけるトレーサビリティの改善策
- (3) その他目的達成に必要な事項

第 4 条（検討会の構成）

（社）食品需給研究センター理事長は、有識者に検討会委員を委嘱する。

第 5 条（委嘱期間）

委員の委嘱期間は、委員委嘱を承諾した日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

第 6 条（出席のための費用）

検討会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、センターの規程により支払うこととする。

第 7 条（事務局）

検討会の事務局は、社団法人食品需給研究センターに設置する。